

ろうどうけいやく はたら やくそく
労働契約 (= 働くための 約束) のこと

ろうどうけいやく
 ○ **労働契約** のこと

はたら じょうけん はたらくひと ろうどうしゃ はたら ひと ひと
 働くための 条件に ついて、働く人 (= 労働者と いいます) と 働く人を やとう人
 (使用者と いいます) が 約束します。

しょうしゃ ろうどうしゃ やくそく き か しょうい けいやくしょ わた
 使用者は、労働者に、約束して 決まったことを 書いた書類 (= 契約書と いいます) を 渡す

ひつよう しょうしゃ ろうどうしゃ はたら う と かね ちんぎん はたら じかん
 必要があります。使用者は、労働者が 働いて 受け取るお金 (= 賃金 といいます)、働く時間
 (= 労働時間と いいます) などの 条件を 必ず 紙に 書いて 渡す 必要が あります。

やくそく はな かみ か あと こま もんだい で
 約束した ことを 話ただけで、紙に 書いて いないと、後で 困った 問題が 出て

くること があります。契約書は 困った 問題が 出たときに 大切な 証拠に なります。

できるだけ 詳しく 労働条件を 決めて、契約書に 書いて おく ことが 大切です。

けいやくしょ にほんご か ばあい ことば ほんやく ないよう
 契約書が 日本語で 書いて ある 場合は、あなたが わかる言葉に 翻訳して もらい、内容を

たし
 確かめて ください。

かなら かみ か りかい ひつよう たいせつ じょうけん
 ○ **必ず 紙に 書いて もらって 理解する 必要がある 大切な 条件**

(1) いつから いつまでの 契約であるか

(2) 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 に関すること

(3) 仕事の 場所、内容のこと

(4) 仕事を はじめる 時間と 終わる時間、決まった 時間よりも 長く 働く時間が

あるかどうか、休み時間 (= 休憩時間と いいます)、休みの日 (= 休日)、休むことができる日

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

きぼう やす ひ
 (=希望したら 休める日) のこと

う と かね ちんぎん きめる ほうほう けいさん ほうほう ほうほう う と ひ
 (5) 受け取るお金 (= 賃金) を 決める 方法、計算の 方法、もらう方法、受け取る 日の こと、

ちんぎん ふ る ー る しょうきゅう
 賃金が 増えるルール (= 昇給と います) のこと

しごと たいしよく じょうけん
 (6) 仕事を やめるとき (= 退職と います) の 条件のこと

かいしゃ はたら る ー る しゅうぎょうきそく ばあい み
 会社に 働くためのルール (= 就業規則と います) が ある 場合は、きちんと 見せて

ないよう かくにん
 もらって、内容を 確認して ください。

おも れんらくさき
 (主な 連絡先)

にしのみやろうどうきじゅんかんとくしよ
 ・ 西宮労働基準監督署 0798-26-3733

ひょうごろうどうきょくかんとくか がいこくじんろうどうしゃそうだんこーなー
 ・ 兵庫労働局監督課、外国人労働者相談コーナー 078-371-5310

ちゅうごくご そうだん
 中国語で 相談できます。

まどぐち そうだん じぜん れんらく ひつよう
 窓口で 相談するには 事前の 連絡が 必要です。

こうえきざいだんほうじんひょうごけんこくさいこうりゅうきょうかい
 ・ 公益財団法人兵庫県国際交流協会

がいこくじんけんみんいんふおーめーしょんせんたー
 外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052

えいご ちゅうごくご すべいんご ぼるとがるご そうだん
 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語で 相談できます。

よやく ひつよう
 予約が 必要です

※ くわ ろうどうきじゅんかんとくしよ そうだん う つ にほんご ひと
 詳しいことは、労働基準監督署や 相談を 受け付けるところに 日本語がわかる人と

いっしょ き
 一緒に聞いてください。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)